



茨城県報

第 1 7 6 4 号

平成18年 4 月13日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

包括外部監査契約の締結 (総務課)	2
使用料の徴収事務の委託 (生活文化課)	2
救急告示病院の指定 (医療対策課)	2
指定情報公表機関の指定 (高齢福祉課)	3
指定調査機関の指定 (高齢福祉課)	3
設備近代化資金貸付金等の収納事務の委託 (産業政策課)	3
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (2件) (中小企業課)	4
県営土地改良事業の工事の完了 (6件) (農村計画課)	5
道路の供用の開始 (3件) (道路維持課)	6
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所 (都市整備課)	7
茨城県収入証紙の売りさばき人の指定の取消し (出納第一課)	7
土地改良事業の工事の完了 (4件) (土地改良事務所)	8
土地改良区役員の退任 (土地改良事務所)	8

(選挙管理委員会)

政治団体の設立届出.....	9
政治団体の届出事項の異動届出.....	9
政治団体の解散届出.....	12
資金管理団体の指定届出.....	13
資金管理団体の届出事項の異動届出.....	13
資金管理団体の指定の取消しの届出.....	14

公 告

落札者等の公示 (市町村課)	14
争議行為の予告通知の公表 (労働政策課)	14
県営土地改良事業計画 (農村計画課)	15
都市計画の案の作成に係る公聴会の開催 (都市計画課)	15
開発行為の工事完了 (10件) (建築指導課)	21

告 示

茨城県告示第475号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第5項の規定により告示する。

平成18年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 包括外部監査契約の期間の始期

平成18年 4 月 1 日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

包括外部監査契約で定める基本費用の額並びに当該契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額並びに取引に係る消費税及び地方消費税の合算額による。

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏 名 今 野 利 明

住 所 水戸市南町 2 丁目 3 番25 - 401号 (アットワークビル)

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に精算払により支払うものとする。ただし、概算払の請求があった場合において、その必要があると認めるときは、必要があると認める金額について概算払する。

茨城県告示第476号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり茨城県立県民文化センターに係る使用料の徴収事務を委託した。

平成18年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 受託者 財団法人いばらき文化振興財団

2 委託に係る使用料 茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例（昭和40年茨城県条例第49号）第8条の規定に基づく使用料

3 委託期間 平成18年 4 月 1 日から平成19年 3 月31日まで

茨城県告示第477号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院である。

なお、当該病院に係る同項の認定が効力を有する期限は、平成21年 4 月 9 日である。

平成18年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
医療法人 浩成会 菅谷病院	笠間市下郷4425番地の37

茨城県告示第478号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の36第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の11において準用する第37条の4第1項の規定により公示する。

平成18年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 当該指定情報公表機関の名称及び住所	社団法人 茨城県福祉サービス振興会 茨城県水戸市千波町1918
2 情報公表事務を行う事務所の所在地	茨城県水戸市千波町1918

茨城県告示第479号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の30第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の4第1項の規定により公示する。

平成18年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 当該指定調査機関の名称及び住所	株式会社 デベロ 茨城県水戸市酒門町1744 - 2
2 調査事務を行う事務所の所在地	茨城県水戸市酒門町1744 - 2

1 当該指定調査機関の名称及び住所	社会福祉法人 茨城県社会福祉事業団 茨城県水戸市千波町1918
2 調査事務を行う事務所の所在地	茨城県笠間市平町1777 - 4

1 当該指定調査機関の名称及び住所	NPO法人 グリーンピュア 茨城県ひたちなか市柳ヶ丘36 - 7
2 調査事務を行う事務所の所在地	茨城県ひたちなか市柳ヶ丘36 - 7

1 当該指定調査機関の名称及び住所	財団法人 総合健康推進財団 東京都千代田区内神田3 - 3 - 4
2 調査事務を行う事務所の所在地	茨城県かすみがうら市下稲吉3950 - 91

1 当該指定調査機関の名称及び住所	社団法人 茨城県福祉サービス振興会 茨城県水戸市千波町1918
2 調査事務を行う事務所の所在地	茨城県水戸市千波町1918

茨城県告示第480号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり設備近代化資金貸付金等の収納事務を委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成18年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 受託者

財団法人茨城県中小企業振興公社

2 委託の内容

茨城県中小企業近代化資金貸付規則（昭和39年茨城県規則第17号）第2条の規定に基づき中小企業者に貸し付けた設備近代化資金貸付金

3 委託期間

平成18年 4 月 1 日から平成19年 3 月31日まで

茨城県告示第481号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成18年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

シュープラザ水戸姫子

水戸市姫子2丁目667-6 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成18年 3 月16日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗の名称

(変更前) コープひめこ

(変更後) シュープラザ水戸姫子

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
いばらきコープ	水戸市赤塚1丁目2029番121号	遠 藤 捷 彦
株式会社花工房	水戸市見川2丁目49-2	綿 引 一 昭
会沢酒店	水戸市見和3丁目1351-82	会 沢 誠

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社チヨダ	東京都杉並区成田東4-39-8	舟 橋 政 男

(3) 届出年月日

平成18年 2 月22日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第482号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成18年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウンひたちなか

ひたちなか市大字東石川字下屋敷3614 - 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 1 項）

平成18年 3 月 2 日

イ 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ヨークタウン東石川

(変更後) ヨークタウンひたちなか

(3) 届出年月日

平成18年 2 月15日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第483号

平成12年 8 月25日付けで計画を確定した県営渡里地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・農業用排水）については、平成17年 3 月31日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 3 項の規定に基づき公告する。

平成18年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第484号

平成12年 8 月25日付けで計画を確定した県営渡里地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・暗渠排水）については、平成17年 3 月31日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 3 項の規定に基づき公告する。

平成18年 4月13日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第485号

平成12年 9月 9日付けで計画を確定した県営中丸地区土地改良事業（畑地帯総合整備・区画整理）については、平成17年11月25日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき公告する。

平成18年 4月13日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第486号

平成12年 9月 9日付けで計画を確定した県営中丸地区土地改良事業（畑地帯総合整備・農業用道路）については、平成17年11月25日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき公告する。

平成18年 4月13日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第487号

平成 3年11月25日付けで計画を確定した県営那珂北部地区土地改良事業（畑地帯総合整備・区画整理）については、平成16年 3月22日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき公告する。

平成18年 4月13日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第488号

平成 3年11月25日付けで計画を確定した県営那珂北部地区土地改良事業（畑地帯総合整備・農業用道路）については、平成13年 3月23日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき公告する。

平成18年 4月13日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第489号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成18年 4月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成18年 4月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 路 線 名 | 県道 美浦栄線 |
| 2 | 供用開始の区間 | 北相馬郡利根町大字加納新田字中野原810番41から
北相馬郡利根町大字加納新田字中野原1364番まで |
| 3 | 供用開始の期日 | 平成18年 4月18日 |

茨城県告示第490号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成18年 4 月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成18年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 美浦栄線
- 2 供用開始の区間 北相馬郡利根町大字加納新田字中野原1364番地先から
北相馬郡利根町大字加納新田字中野原2853番 2 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成18年 4 月18日

茨城県告示第491号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成18年 4 月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成18年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 佐貫停車場線
- 2 供用開始の区間 龍ヶ崎市馴柴町字貳区382番 1 地先から
龍ヶ崎市馴柴町字参区648番 2 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成18年 4 月18日

茨城県告示第492号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、守谷市守谷東特定土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について届出があったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成18年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 理事に就任した者

職 名	氏 名	住 所
理 事	石 塚 隆	茨城県守谷市本町602番地
"	飯 塚 昭三郎	" 本町605番地
"	飯 島 勇 男	" 百合ヶ丘 3 丁目266番地
"	齋 藤 一 彦	" 本町26番地
"	中 山 久	" 本町364番地
"	根 本 巖	" 本町545番地 2

茨城県告示第493号

茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）第5条第2項の規定により、次の者の茨城県収入証紙の売りさばき人指定を取り消した。

平成18年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 指定取消年月目 平成18年 3 月30日
- 2 売りさばき人の住所及び氏名 (所在地, 名称及び代表者氏名)

鹿嶋市大字和707 - 4 番地
鹿嶋市大野商工会
会長 飛 田 高 次

茨城県告示第494号

平成18年 1 月 4 日付け稲土改指令第17号をもって認可のあった, 共同施行人 飯田 国明ほか13名が行う農業基盤整備事業 (かんがい排水事業) 飯倉地区については, 平成18年 2 月15日に工事が完了した旨, 土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第113条の 2 第 1 項の規定に基づき届出があったので, 同条第 2 項の規定により公告する。

平成18年 4 月13日

茨城県稲敷土地改良事務所長 福 田 一 夫

茨城県告示第495号

平成18年 1 月 4 日付け稲土改指令第18号をもって認可のあった, 上本郷利水事業共同施行組合が行う農業基盤整備事業 (かんがい排水事業) 荒川本郷地区については, 平成18年 2 月15日に工事が完了した旨, 土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第113条の 2 第 1 項の規定に基づき届出があったので, 同条第 2 項の規定により公告する。

平成18年 4 月13日

茨城県稲敷土地改良事務所長 福 田 一 夫

茨城県告示第496号

平成17年11月21日付け稲土改指令第15号をもって認可のあった, 土浦市外十五ヶ町村土地改良区が行う農業基盤整備事業 (かんがい排水事業) 荒川本郷地区については, 平成18年 3 月10日に工事が完了した旨, 土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第113条の 2 第 1 項の規定に基づき届出があったので, 同条第 2 項の規定により公告する。

平成18年 4 月13日

茨城県稲敷土地改良事務所長 福 田 一 夫

茨城県告示第497号

平成17年10月20日付け稲土改指令第11号をもって認可のあった, 大須賀津土地改良区が行う農業基盤整備事業 (かんがい排水事業) 大須賀津地区については, 平成18年 3 月15日に工事が完了した旨, 土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第113条の 2 第 1 項の規定に基づき届出があったので, 同条第 2 項の規定により公告する。

平成18年 4 月13日

茨城県稲敷土地改良事務所長 福 田 一 夫

茨城県告示第498号

下妻市北大宝219番地 8 に事務所を置く霞ヶ浦用水利土地改良区から次のとおり役員が退任した旨, 土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により届出があったので, 同条第17項の規定により公告する。

平成18年 4 月13日

茨城県筑西土地改良事務所長 川 俣 重 穂

- 1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	小 池 正	笠間市南吉原772番地
"	磯 良 史	" 稲田2281番地 1

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成18年 4 月13日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
飯島善後援会	伊勢山 一 昭	大 山 正 一	筑波郡伊奈町小張2655 - 1	18. 3. 1
盛良雄後援会	名 和 榮 吉	横 川 勝 清	土浦市烏山4丁目1922番地 8	18. 3. 3
後藤守後援会	岡 部 利 美	後 藤 憲 昭	常陸太田市白羽町1496	18. 3. 6
桜川市民の声	中 島 市 郎	松 崎 順	桜川市大国玉字北大国玉370 - 1	18. 3. 7
いとう恵造後援会	幡 谷 浩一	押 手 光 男	東茨城郡小川町佐才226	18. 3. 15
国民新党憲友会茨城県支部	山 崎 欽 也	広 瀬 尚 之	鉾田市塔ヶ崎722 - 16	18. 3. 15
小美玉市民の会	磯 辺 隆	宮 内 誠 男	東茨城郡美野里町大字部室1199 - 14	18. 3. 16
こばやし栄後援会	小 林 栄	遠 井 一	結城市大字結城8128番地 3	18. 3. 17
笑顔あふれるまちづくりの会	小 川 満	岩 上 壮 三	筑波郡伊奈町谷井田1649	18. 3. 17
宏映塾	會 原 基	會 原 類	ひたちなか市西十三奉行13151 - 4	18. 3. 17
つくばみらい市の未来を考える会	板 垣 政 丈	秋 田 正 信	つくばみらい市長渡呂 1 - 107	18. 3. 27
新生・小美玉の会	田 村 昌 男	萩 原 茂	小美玉市野田1475 - 365	18. 3. 28
益子慎哉後援会	深 沢 元 義	深 沢 次 男	常陸太田市下高倉町333	18. 3. 30
坂本勝後援会	糸 賀 常 雄	野 口 英 世	稲敷市鳩崎1419	18. 3. 30

茨城県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成18年 4 月13日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新	自由民主党茨城県土地改良支部		宇留野 邦 昭		18. 3. 23
旧			福 田 晴 之		
新	茨城県土地改良政治連盟		宇留野 邦 昭		18. 3. 23
旧			福 田 晴 之		

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新	政治結社義政会	久野正成			18. 3. 1
旧		大坪憲司			
新	茨城県国保推進連盟	石塚仁太郎			18. 3. 2
旧		金長義郎			
新	関口哲男後援会			古河市関戸864 - 1	18. 3. 2
旧				古河市関戸863 - 7	
新	政治結社大日本自警団			行方市南50 - 20	18. 3. 3
旧				稲敷市阿波1247 - 1	
新	自由民主党大洗支部		福本隆治		18. 3. 3
旧			今関忠之		
新	田口文明後援会			水戸市元吉田町328 - 2	18. 3. 6
旧				水戸市元吉田町334	
新	自由民主党茨城県日立中央支部		石川鉄男		18. 3. 6
旧			吉田末雄		
新	育成会	秋葉美子		古河市駒羽根2138 - 3	18. 3. 6
旧	総和育政会	小松崎弘司		古河市旭町2 - 9 - 4	
新	古河市民の会	鈴木昭夫	鈴木小登子	古河市旭町2 - 9 - 4	18. 3. 6
旧	新生「古河」市民の会	中野京一	中野由枝	古河市三杉町2 - 13 - 31	
新	すがや憲一郎後援会				18. 3. 6
旧	菅谷憲一郎後援会				
新	三和地区をよくする会				18. 3. 6
旧	合併後の三和町を考える会				
新	全国小売酒販政治連盟茨城県支部		小瀬喜久夫		18. 3. 7
旧			湯浅高明		
新	大翔会			神栖市平泉903 - 104	18. 3. 9
旧				神栖市大野原2 - 2 - 2	
新	いとう大後援会		伊藤大	神栖市平泉903 - 104	18. 3. 9
旧			窪弘	神栖市大野原2 - 2 - 2	
新	橋本まさる社団法人茨城県ビルメンテナンス協会後援会	大山進	川島敏昭	水戸市笠原町1551 - 2	18. 3. 9
旧		塚越信男	長谷川哲雄	水戸市見和2 - 251 - 3	
新	茨城から新しい日本を創造する会			常陸大宮市小田野175	18. 3. 9
旧				ひたちなか市市毛1077	
新	自由民主党茨城県交通安全施設業支部	須藤豊次			18. 3. 9
旧		富山三郎			
新	おおはた章宏後援会		梅村恒雄		18. 3. 10
旧			服部明		
新	丹羽ゆうや後援会		藤井保		18. 3. 13
旧			松本雪生		

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新	政治結社誠魂塾総本部	中 林 竜 二	中 林 恵 司		18. 3. 13
旧		横 山 武	小 野 政 彦		
新	加倉井あきよし後援会	齋 藤 和 男			18. 3. 15
旧		古宇田 和 男			
新	自民党茨城県ハイヤー支部		大 山 義 勝		18. 3. 16
旧			富 山 徳 止		
新	女性党茨城県ひたちなか支局			水戸市酒門町4237 - 21	18. 3. 17
旧				ひたちなか市田宮原4038 - 43 - 1 - 1	
新	前島もりまさ後援会	中 島 初 巳			18. 3. 22
旧		高 野 正 義			
新	喜設会	菊 地 繁			18. 3. 20
旧		備 海 清 行			
新	自由民主党茨城県木材産業支部		関 義 昭		18. 3. 22
旧			三 次 安 寿		
新	茨城県木材産業政治連盟		関 義 昭		18. 3. 22
旧			三 次 安 寿		
新	土田あつし後援会			守谷市松前台四丁目 8 - 11	18. 3. 22
旧				守谷市松ヶ丘四丁目14 - 2	
新	野村五男後援会五日会		野 村 百合子		18. 3. 23
旧			中 川 進		
新	堀江久男後援会		堀 江 信 夫		18. 3. 23
旧			秋 山 登		
新	野村五男後援会		野 村 百合子		18. 3. 23
旧			矢 野 正 道		
新	野村五男政治研究会		野 村 百合子		18. 3. 23
旧			中 川 智 雄		
新	永井えつ子とまちづくりの会		川 島 智 子		18. 3. 24
旧			松 田 奈津美		
新	つくば・市民ネットワーク		宇 野 信 子		18. 3. 24
旧			北 口 ひとみ		
新	臯月公論会			那珂市福田903	18. 3. 24
旧				西茨城郡支部町東平 2 - 5 - 27シダビル3 F	
新	稲葉本治後援会	稲 葉 興 児	堀 口 日出子		18. 3. 24
旧		斉 藤 通 男	堀 口 吉 弘		
新	自民党歯科医師会支部		小 澤 一 友		18. 3. 24
旧			比 企 利枝子		
新	川崎アツシ応援団			水戸市中央 1 - 5 - 6	18. 3. 28
旧				水戸市千波町1475 - 9	

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新	若い力の会	近藤修一			18. 3. 28
旧		松田千春			
新	自由民主党麻生支部		額賀生次		18. 3. 29
旧			松田千春		
新	まっさき光後援会		小沼浩		18. 3. 29
旧			先崎長一		
新	龍ヶ崎に打てば響く市政をつくる会			龍ヶ崎市川原代町6171 - 2	18. 3. 30
旧				龍ヶ崎市小柴2 - 1 - 3 6 - 104	
新	近藤ひろし後援会			龍ヶ崎市川原代町6171-2	18. 3. 30
旧				龍ヶ崎市小柴2 - 1 - 3 6 - 104	
新	竹内ひろし後援会		上田定雄		18. 3. 30
旧			矢口てふ		
新	松下けんじ後援会			高萩市島名2279 - 12	18. 3. 30
旧				高萩市本町4丁目312 - 1	
新	川口ひろし後援会		川口富美子		18. 3. 30
旧			向阪康彦		
新	真政会	神長重忠			18. 3. 31
旧		細貝寛			
新	凜道会	影山雅成			18. 3. 31
旧		鈴木修二			
新	自由民主党茨城県鹿島郡第三支部	本澤徹			18. 3. 31
旧		本澤昭治			

茨城県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散届出が次のようにあったので、同条第3項の規定により告示する。

平成18年 4月13日

茨城県選挙管理委員会委員長 大津晴也

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
兼平英雄後援会	兼平英雄	兼平英雄	つくば市谷田部3250 - 3	18. 3. 1
大嶋修一後援会	大嶋修一	川松汎二	水戸市大工町3 - 4 - 24ハイジマビル1階	18. 3. 7
自由民主党茨城町支部	大高道夫	川西丈夫	東茨城郡茨城町長岡138 - 7	18. 3. 7
民主党茨城県第6区総支部	川口良治	太宰丈晴	つくば市下広岡419 - 88	18. 3. 10
岡野敬四郎後援会	細田精吉	岡野克幸	神栖市大野原中央五丁目6番50号	18. 3. 13
神栖市市政研究会	山中喜吉	保立豊	神栖市大野原中央五丁目6番50号	18. 3. 13
敬友会	宮川芳巳	野口善也	神栖市深芝南二丁目24番地6	18. 3. 13

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
橋本昌神栖市後援会	岡野敬四郎	竹内弘	神栖市大野原中央五丁目6番50号	18. 3. 13
フォーラム新世紀	岡野敬四郎	宮川芳巳	神栖市大野原中央五丁目6番50号	18. 3. 13
小沼光雄後援会	浅野廣政	斉藤正光	新治郡玉里村田木谷543	18. 3. 22
小橋隆三後援会	風間捷雄	菅谷洋一	鉾田市阿玉1509	18. 3. 22
こばし隆三勝手連	菅谷正志	飯島和郎	鉾田市汲上2468 - 3	18. 3. 22
酒井長敬後援会	酒井摩佐英	梅原達男	鉾田市冷水1102	18. 3. 23
鈴木ともき後援会	鈴木智巳	鈴木幸男	那珂市飯田1632 - 5	18. 3. 23
たての喜重郎後援会	廣瀬円一郎	小倉宏志	古河市諸川2567	18. 3. 23
大久保清後援会	大久保清	佐藤隆一	高萩市秋山930 - 4	18. 3. 24
明るい豊かな市政をつくる高萩市民の会	田村実	中井盛雄	高萩市上手綱2807	18. 3. 24
黒沢賢一後援会	黒沢一秀	黒沢聡	北茨城市磯原町豊田425	18. 3. 27
佐藤国保後援会	佐藤国保	佐藤国保	東茨城郡城里町石塚885 - 3	18. 3. 29
益子慎哉後援会	深沢元義	深沢次男	常陸太田市下高倉町333	18. 3. 30
おおやまよしのり後援会	木村健一	中野清	桜川市真壁町亀熊968	18. 3. 30
本澤昭治後援会	伊東良	石上征二	鉾田市塔ヶ崎34	18. 3. 31
自由民主党茨城県鹿島郡第三支部	本澤徹	伊東功雄	鉾田市鉾田1538 - 2	18. 3. 31
取手再生工房	結城繁	結城滋子	取手市新町1 - 5 - 28新町第10ビル2F	18. 3. 31

茨城県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定届出が次のようにあったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成18年 4 月13日

茨城県選挙管理委員会委員長 大津晴也

届出者氏名 (代表者氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
小林 栄	茨城県議会議員結城市選挙区(候補者)	こばやし栄後援会	結城市大字結城8128番地3	18. 3. 17

茨城県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動届出が次のようにあったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成18年 4 月13日

茨城県選挙管理委員会委員長 大津晴也

	届出者氏名 (代表者氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
新	松下賢二			高萩市島名2279 - 12	18. 3. 30
旧				高萩市本町4丁目312 - 1	

茨城県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出が次のようであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成18年 4 月13日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

届出者氏名 (代表者氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
兼 平 英 雄	つくば市議会議員	兼平英雄後援会	つくば市谷田部3250 - 3	18. 3. 1
大 嶋 修 一	衆議院議員茨城第4区	大嶋修一後援会	水戸市大工町3 - 4 - 24 ハイジマビル1階	18. 3. 7
岡 野 敬四郎	神栖市長	フォーラム新世紀	神栖市大野原中央五丁目6番50号	18. 3. 13
大久保 清	高萩市長	大久保清後援会	高萩市秋山930 - 4	18. 3. 24
佐 藤 国 保	城里町議会議員	佐藤国保後援会	東茨城郡城里町石塚885 - 3	18. 3. 29

~~~~~

公 告

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成18年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

[掲載順序]

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 随意契約による場合はその理由 その他必要な事由

住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの監視及び保守業務委託 総務部市町村課 水戸市笠原町978番6 平成18年 3 月31日 財団法人地方自治情報センター理事長 芳山 達郎 東京都千代田区一番町25番地 65,435,851円 随意契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号

~~~~~

争議行為の予告通知の公表

日立電鉄バス労働組合執行委員長 吉村 健一から、平成18年 4 月18日、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があった。

平成18年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事 件

平成18年度賃上げに関する事項

2 日 時

平成18年 4 月18日 (火) 午前零時から24時までの期間。ただし、状況如何によっては平成18年 4 月25日 (火) 午前零時から24時までの期間も行う。

3 争議行為の場所

貸切営業課 日立市東町 1 - 9 - 1

日立南営業所 日立市留町字前川1270 - 55

神峰営業所 日立市滑川町 2 - 11 - 5

高萩営業所 高萩市上手綱3838 - 3

4 争議行為の概要

ストライキ

~~~~~  
県営土地改良事業計画

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条第 1 項の規定に基づき、県営滝川地区土地改良事業 (経営体育成基盤整備事業) につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第 7 項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、茨城県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成18年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 縦覧に供する書類

県営滝川地区土地改良事業 (経営体育成基盤整備事業) 計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成18年 4 月14日から平成18年 5 月16日まで

## 3 縦覧の場所

水戸土地改良事務所

~~~~~  
都市計画の案の作成に係る公聴会の開催

水戸・勝田都市計画公園の変更案の作成について、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第16条第 1 項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則 (昭和44年12月27日茨城県規則第71号) 第 4 条第 1 項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第 5 条第 1 項の規定に基づき公聴会において意見を述べることができる者を選定するものとし、同条第 3 項の規定に基づき公述人を選定したときは、その旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

平成18年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

日 時	場 所	公述申出書の提出先, 提出期限及び様式
平成18年 4月28日 午後 2 時	水戸市千波町508 - 59 水戸市公園協会	提 出 先 水戸市笠原町978番 6 茨城県知事 橋 本 昌 (土木部都市局都市計画課扱い) 提 出 期 限 平成18年 4月21日 (必着のこと) 様 式 別掲のとおり

2 都市計画の構想

(1) 都市計画の種類

公園

(2) 都市計画の内容

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
総合公園	5・6・001	千波公園	水戸市常磐町字浦口, 字神崎下, 字妙法寺, 字釜神下, 字五本松下, 字神崎 水戸市千波町字柳崎, 字久保, 字東久保, 字後川 字せんたな, 字千波山 字あらた 水戸市天王町字西側 水戸市備前町	約85.4ha	園路 広場 野外遊戯施設 野外ステージ 水流 サイクリング道路 テニスコート 駐車場

(3) 都市計画を変更する土地の区域

5・6・001号千波公園

追加する区域

水戸市天王町の一部

千波町の一部

削除する区域

水戸市千波町の一部

(4) 案の作成理由

水戸市の中心部に位置する千波公園は、歴史的資源である偕楽園とともに千波湖周辺を取り囲み、水と緑が都市に潤いや安らぎを与え、市民生活に欠かすことのできない貴重な財産となっている。

千波公園は、昭和32年に都市計画決定して以来、数度の公園区域の拡大を行いながら「千波湖周辺整備計画」に基づき、順調に整備を進めてきており、現在、約84%にあたる約72haが開設済みとなっている。

今回、都市計画を変更する面の谷地区については、「千波湖周辺整備計画」において、中心市街地から千波湖や偕楽園に至る千波公園のエントランスゾーンとして、豊富な斜面緑地を保全しつつ遊歩道や駐車場などの整備

を図ることとしている。

しかし、本地区は地形的な不利もあり周辺道路とのアクセスが十分でなく、施設の効用を十分に発揮できない状況にあり、利用者の利便の増進が強く望まれているところである。

このため、県道上水戸停車場千波公園線に面する区域を公園区域に追加し、進入路を整備することによって、一般車両や大型バス等の出入りを可能とし、公園利用者等の利便性の向上を図ることとしている。

一方、千波湖南側の一部区域においては、公園内外周道路が屈曲しており、民有地の雑木林が道路際まで張り出しているため、車両の視距が確保できていない状況にある。

また、歩行者動線についても千波湖南側に位置する湖南坂駐車場から茨城県立近代美術館方面へは、外周道路を横断しなければならない危険な状況にある。

このため、公園内外周道路における視距を確保し、車両の安全で快適な走行を図り、併せて歩行者通路を整備し安全な歩行者動線を確保することにより歩行者の安全確保と湖南坂駐車場と茨城県立近代美術館方面との連絡強化を図ることとした。

以上のことから、公園内の回遊性を確保し、利便性の向上を図るとともに、公園利用者を始めとする市民の交流の場として、快適な都市空間を創出するため、本案のように千波公園の区域を変更するものである。

3 都市計画の変更案の閲覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先

- (1) 水戸市笠原町978番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029 - 301 - 4588

- (2) 水戸市中央 1 - 4 - 1

水戸市役所都市計画課

電話 029 - 232 - 9206

別 掲

公 述 申 出 書

水戸・勝田都市計画の変更案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿
(土木部都市局都市計画課扱い)

案 件 名 水戸・勝田都市計画公園の変更

公述申出人 住 所

電話番号

ふりがな
氏 名

印

年 齢

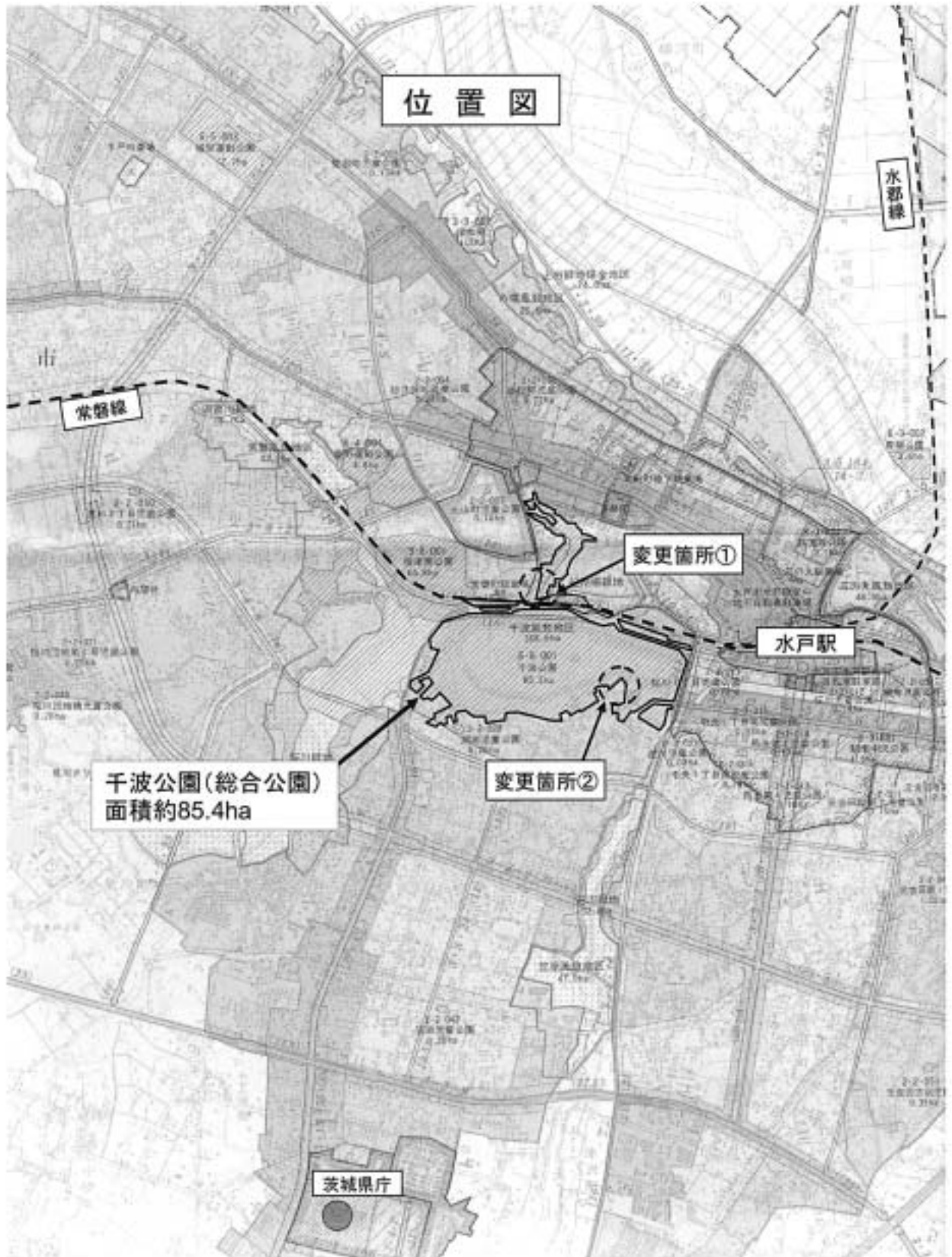
歳

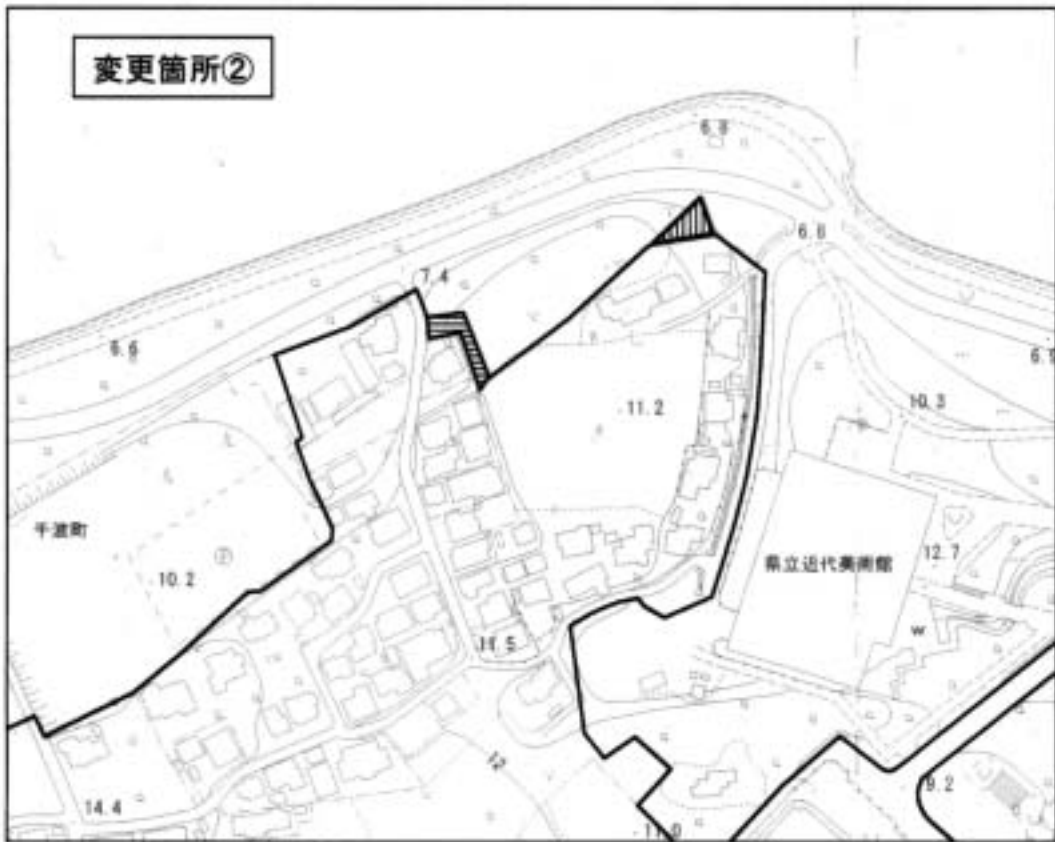
職 業



意見の要旨 別 紙

「意見の要旨」作成上の注意

かい書で400字程度にまとめ、意見の要旨を記載すること。





凡 例	
	追加する区域
	削除する区域

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成18年 4 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

笠間市安居字清水頭2478番 3

2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡茨城町大字長岡3472番地 2

有限会社ニシノ産業

代表取締役 西 野 正

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂市額田北郷字下宿後61番5

2 事業主の住所及び氏名

ひたちなか市東大島 2 丁目16番 4 - 203号 (県営大島アパート)

渡 邊 勝 行

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

神栖市太田字宝山4583番 2

2 事業主の住所及び氏名

神栖市太田3243番地 2

小野寺 進, 小野寺 美代子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

神栖市土合本町 4 丁目9809番 6, 同番412, 同番413, 同番414, 同番415, 同番416, 同番417, 同番418, 同番419, 同番420, 同番421, 同番422, 同番423, 同番424, 同番425, 同番426, 同番427, 同番428, 同番429, 同番430, 同番431, 同番432, 同番433, 同番434, 同番435, 同番436, 同番437, 同番438, 同番439, 同番440, 同番441, 同番442, 同番443 (第 2 工区)

2 事業主の住所及び氏名

神栖市知手中央 6 - 12 - 16

山本工務店 山 本 昭

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市女化町375番 2

2 事業主の住所及び氏名

龍ヶ崎市藤ヶ丘三丁目 1 番地11 レオパレスエクセレント 7 103

松 岡 良 和

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市神谷 1 丁目13番10号

2 事業主の住所及び氏名

牛久市南 3 丁目21番地12

金 子 敏 夫

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

かすみがうら市下稲吉字内伝961番15

2 事業主の住所及び氏名

かすみがうら市稲吉東三丁目 6 番39号

瀧 澤 芳 洋, 瀧 澤 真 弓

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくばみらい市板橋字花田久保3057番6

2 事業主の住所及び氏名

つくばみらい市高岡838番地89

大 本 渉

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市辺田字向地613番, 614番, 615番 2 の各一部, 字屋敷附617番, 618番 1 の各一部

2 事業主の住所及び氏名

守谷市松前台二丁目 1 番地 3

新栄住宅株式会社

代表取締役 関 根 慎太郎

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

桜川市高森字北浦433番 3, 434番 2

2 事業主の住所及び氏名

桜川市高森435番地

浅 賀 慎 一

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)